

**平成25年度 9人制ルールの取り扱いについて**

『平成25年度 9人制ルールの取り扱い』について、3月23日の審判規則委員会合同会議において、平成24年度国内競技会の反省点から、以下の点について取り扱いを統一することを確認しました。

**I 改・修正項目****(1) 第24条第2項第6表 遅延行為に対する罰則段階表**

遅延行為に対する罰則に提示すべきカードについて、遅延警告は黄カードでハンドシグナルを示し、遅延反則は赤カードでハンドシグナルを示すことに改めた。

**(2) 第25条第1項 軽度の不法な行為**

軽度の不法な行為に対する警告の処置について、再発を防止するため次のように改めた。

第1段階 チームにゲームキャプテンを通じ口頭で警告する。

第2段階 競技参加者に黄カードを示し警告する。

競技参加者に対する警告は、公式記録用紙に記録し、その試合中有効とする。その試合中、同じ競技参加者が軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。

**(3) 第25条第2項 罰則を適用する不法な行為の種類と内容**

罰則を適用する不法な行為に対し提示すべきカードについて、次のように改めた。

① 反則は、赤カードで示す。

② 退場は、赤・黄カードを一緒に示す。

③ 失格は、赤・黄カードを別々に示す。

**(4) 第25条第3項第7表**

不法な行為に対する罰則段階表に「軽度の不法な行為」を加え、提示すべきカードについて規定を整備した。

**(5) 公式記録記入法の規定を整備した。(第1.2.④, 3(3), (5), (9)①)****(6) その他字句を修正した。**

## II 重点項目

### 1 第24条第2項 試合の遅延に対する処置

競技参加者が試合の遅延をしたときは、そのチームに対し、次のとおり処置し、罰則段階表（第6表）を適用する。この内容は、公式記録用紙に記録し、その試合中有効とする。

(注)

- 1 遅延警告の罰則は、黄カードを他方の手首に当てたハンドシグナルで示す。
- 2 遅延反則の罰則は、赤カードを他方の手首に当てたハンドシグナルで示す。

### 2 第25条 不法な行為

競技参加者が、試合中にプレーへの牽制、判定に影響を及ぼすような行為、判定に対する執拗な話しかけや競技参加者の品位を損なう言動等軽度の不法な行為をしたときは、再発を防止するためそのチームまたはその競技参加者に警告をする。この警告は次のように取り扱う。

第1段階 チームにゲームキャプテンを通じて口頭で警告する。

第2段階 競技参加者に黄カードを示し警告する。

競技参加者に対する警告は、公式記録用紙に記録し、その試合中有効とする。その試合中、同じ競技参加者が軽度の不法な行為を繰り返したときは、無作法な行為に該当するものとして罰則を適用する。

(注)

- 1 チームの1回目の軽度の不法な行為があった場合は、第1段階として処置する。第1段階の警告は、チームに対して行い、ゲームキャプテンを呼んで口頭で警告を行う。  
この警告は1度限りである。記録用紙には記載しない。
- 2 チームの2回目の軽度の不法な行為については、黄カードを示し、記録用紙に記載される。主審は、軽度の不法な行為を行った選手を呼び、黄カードを示し警告する。この黄カードはチームに対して試合を通して1回だけである。したがって、その後同チームのどの選手でも、再度軽度の不法な行為を行った場合は、赤カードを示し反則とする。

(例) **第1段階** ⇒ **第2段階**

選手	No. 5	No. 6	⇒	No. 7	⇒	No. 8
処置	口頭でチームに警告	黄カード		赤カード		赤カード

- 3 チームに先に赤カードの反則が出ているあとに、軽度な不法な行為が同じチームにあった場合は、口頭での警告は行わず、上記の**第2段階**から始まり処置を行う。

(例) **攻撃的な行為** ⇒ **軽度な不法な行為1回目** **軽度な不法な行為2回目** **軽度な不法な行為3回目**

選手	No. 5	No. 6	⇒	No. 7	⇒	No. 8
処置	赤カード	黄カード		赤カード		赤カード

### 3 第21条第4項 オーバーネット

- (1) インプレー中、競技者がネット上を越えて相手コート内にあるボールに触れたときは、オーバーネットの反則とする。
- (2) オーバーネットの限界線は、ネット上端の白布のふくらみいっぱいまでとし、競技者の手とボールとの接触点で判断する。
- (3) 手または腕がボールに触れた後、相手コート内に出ても反則ではない。



(注) 第21条 4項第4図 参照

オーバーネットを判定するとき、ボール1個分を目安にアタック側に視点を置くとよい。

### 4 第13条第1項 正規の競技者交代（競技者交代の要領例 第4表）

- (1) 競技者交代は、ラリー終了後、次のサービス許可の吹笛までに、監督またはゲームキャプテンが主審または副審にハンドシグナルを示し、競技者の番号を告げて要求しなければならない。この場合のラリー終了とは、いずれかのチームが相手チームの反則により1点を得た場合をいう。(第8条)
- (2) 競技者交代は、それぞれのセットの試合開始前においても要求することができる。この場合は、そのセットの正規の競技者交代として記録する。
- (3) 競技者交代は、1セットに4回、3人を限度として同じ中断中に、複数を、または連続して要求することができる。同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲームキャプテンはその組数を示すものとし、この場合、交代は1組ずつ連続して行う。
- (4) 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。交代競技者および被交代競技者は、交代の要求が認められたときは速やかに記録席近くのサイドライン上で片方の手を上げ、副審の合図で交代する。
- (5) 競技者交代の要求が不当な要求として拒否されたり、試合の遅延となったときは、試合の再開後、一つのラリーがあった後でなければ、そのチームは再び競技者交代を要求することはできない。

第4表 競技者交代の要領例

1～9を先発競技者, 10～12を交代競技者とし, また数字は競技者番号で, そのうち1～9は併せてサービス順を示す。

- ① 7→10→7, 8→11, 9→12
- ② 8→10→8, 9→11→12
- ③ 8→10→8, 9→11→9
- ④ 8→10→11→8→12
- ⑤ 8→10→8→11, 9→12
- ⑥ 8→10→11→12→8
- ⑦ 8→10→11→8, 9→12
- ⑧ 8→10→8→11→12

(注)

- 1 同時に複数の競技者交代を要求するときは、監督またはゲームキャプテンはその数を示すものとしているが、その数を示さなかった場合であっても、「連続して要求することができる」ところから、再度競技者交代の要求があったときはその交代は認められる。
- 2 交代競技者は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。したがって、競技者交代の要求後にトレーニングウェアなどを脱ぐような場合は、コートに入る準備ができていないため試合の遅延により処理する。
- 3 競技者交代の要求の際、ウォームアップエリアから走ってくる場合、拒否や遅延の対象とはしないが、歩いてくるような場合は注意する。但し、繰り返された場合は遅延の対象となる。

## 5 第19条第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスをしたとき（サービス順の誤り）。
- (2) サービスを2回続けて失敗したとき（ダブルフォールト）。

(注)

サービス順を誤ってサービスをしたときの処置手順を再度確認する。

- 1 記録員は、誤ったサーバーが、サービスをしたときに、ブザーで通告する。

※ サービスを打つ前に通告しない。（副審に間違っていることを話しかけない）

- 2 副審は、片方の手を上げて吹笛をして合図をし、ラリーを止める。
- 3 副審と記録員は「誤ったサーバーのサービスであった事」の事実と、次のサーバーの番号を確認する。
- 4 副審は、吹笛をして公式ハンドシグナル⑩を示す。主審は、次にサービスするチーム側の腕を横にあげる。
- 5 副審は、サービス順を誤ったチームのゲームキャプテンを呼んで、次のサーバーの番号を告げる。

## 6 第17条 特殊な事情による試合の中断と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止し、ノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。

なお、これらの場合の試合の再開は、第10条第2項に定めるところによる。

- (1) 他のボールや、他のコートの競技者がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。
- (2) 照明など設備や競技用具が破損または故障したとき。
- (3) 天候の異変、地震等その他やむを得ない事故が発生したとき。

(注)

- 1 「プレーの妨げになったとき」には、プレーの妨げとなる場合も含むものであり、例えば、サービスが打たれた後にレシーブチームにボールが侵入した場合などが該当する。プレーに妨げにならないところにボールが侵入した場合は、そのままプレーを継続する。
- 2 サービスの吹笛後、サービスが打たれる前に、他のボールや他のコート競技者がコートに侵入したときは、片方の手を挙げて止める。（ノーカウントにはしない）
- 3 「ラリー終了」（第12条1、第13条第1項1）とは、どちらかのチームが得点を得る場合をいうこととする。したがって、ノーカウントになった場合や不法な行為がおきた場合でも得点を伴わないときは、競技者交代及びタイムアウトの要求はできない。

## 7 第4条第2項 試合への出場

- 1 競技者は、公式記録用紙に記載され、監督およびチームキャプテンのサインを得なければ試合に出場することができない。ただし、監督がいないときは、チームキャプテンのサインのみで出場することができる。
- 2 有効に登録された競技者およびチーム役員（以下「競技参加者」という。）は、試合途中であってもベンチに入り、試合に参加することができる。

（注）

構成メンバー表に記載され公式記録用紙に記載された競技者だけが、その試合に出場することができる。試合前に提出されたサービスオーダー票には、先発競技者番号がサービス順に、また交代競技者番号が示されているが、その試合に出場するためには試合開始時に不在の者を含め、すべての競技者番号が記載されている必要がある。したがって、副審は構成メンバー表と提出されたサービスオーダー票をチェックし、記載されていない番号がある場合は監督に確認し記載させる。

## 8 第14条 試合中断の不当な要求と処置

不当な要求は、主審および副審は拒否する。ただし、プレーに影響を及ぼしたり、同一試合中に同一チームの競技参加者が不当な要求を繰り返したときは、そのチームを試合の遅延（第24条）として処置する。

不当な要求は、下記の5項目である。

- ① 主審のサービス許可の吹笛と同時か、その後の要求
- ② 第1サービスと第2サービス間の要求
- ③ インプレー中の要求
- ④ 規定回数を超えた要求
- ⑤ 要求する権利のない競技参加者がした要求

(注)

1 1回目の不当な要求は拒否をして、記録用紙に記載する。(サービス許可の吹笛後、副審が吹笛をした場合は、主審は拒否をし、改めてサービスの許可の吹笛をする。)

(1)『サービス許可の吹笛と同時かその後の要求』と『インプレー中の要求』は、ラリー終了後に公式記録用紙に記録する。

(2)『第1サービスと第2サービスの間の要求』、『規定回数を超えた要求』と『要求する権利のない者がした要求』は、これらの要求があった時点で公式記録用紙に記録する。

2 2回目の不当な要求(遅延警告)の処置の方法

(1)『サービス許可の吹笛と同時かその後の要求』と『インプレー中の要求』は、ラリー終了後に処置する。

(2)『第1サービスと第2サービスの間の要求』、『規定回数を超えた要求』と『要求する権利のない者がした要求』は、これらの要求があった時点で処置する。

※但し、そのチームが既に遅延警告が科せられている場合には、下記、「3 3回目の不当な要求(遅延反則)の処置の方法」と同様の処置をする。

3 3回目の不当な要求(遅延反則)の処置の方法

不当な要求5項目のいずれの場合であっても、その時点(ラリー中であっても)で処置する。

以上のように不当な要求があった場合、その都度記録員は、公式記録用紙に記録し、副審は、その内容を主審に報告する。

## 9 公式記録記入法

公式記録記入法に、警告をしたときも記入する。

記載例；図-2

適用した罰則等				不当な要求		チーム (A)	チーム (B)
警告	反則	退場	失格	セット	AB	得点	記載記号例
3				1	B	27: 28	遅延の罰則：D 競技者：(NO) 監督：C コーチ：AC マネージャー：M 部長：H
	3			3	B	9: 8	
D				3	A	9: 10	
D				3	B	16: 17	
	D			3	A	18: 16	

第1セット，A28対B27のとき，Bチームの3番が判定に抗議したので警告。

「警告」欄に「3」，「セット」欄に「1」，「AB」欄に「B」，「得点」欄に「27: 28」と記入する。

次のようなときは、特記欄に、セット/チーム（両チームの得点）/その内容の順に簡潔に記載する。

(1) サービス順の誤りで遡って得点を取り消したとき。

反/1/A(4:1)6番のサービスを8番が打った。

※ 遡って得点を取り消さない場合は、記載しない。

(2) 不法な競技者がプレーしたとき。

● セットを没収した場合

セ没/2/B(16:12)No.7不法な競技者がプレーした。

● 試合を没収した場合

ゲ没/2/B(16:12)No.9不法な競技者がプレーした。

(3) 競技者が負傷し、例外的な競技者交代を認めたとき。

例競/1/A(13:14)No.7→No.8

(4) ベンチに交代選手がいないので回復のための3分間のタイムアウトを認めたとき。

回タ/1/A(4:3)No.9

(5) 特殊な事情による試合の中断で、試合の再開が遅くなったとき、または試合が中止もしくは延期となったとき。

試合の中断/1/(4:6)停電のため中断

(6) セットまたは試合の没収があったとき。

● セットを没収した場合

セ没/2/B(16:12)No.8回タ後も回復しない。

● 試合を没収した場合

ゲ没/2/B(16:12)試合の続行を拒否した。

(7) その他主審が特記欄に記入しておくことが必要と認めたとき。